

岐阜県剣道連盟 剣道称号・段級位審査規程

制定平成12年3月12日

改正令和5年4月2日

第1章 総則

(目的)

第1条 岐阜県剣道連盟（以下「本連盟」という。）は、全日本剣道連盟剣道称号・段級位審査規則並びに同細則に基づきこの規程を定める。

2 規約第4条第4号に基づく、級位、認定審査及び初段から五段以下の段級位審査（以下「段級位審査」という。）並びに全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）に対する称号の推薦及び六段から八段の受審申請は、この規程に定めるところにより行うものとする。

(最高位)

第2条 称号、段位を通じて、範士を最高位とする。

(審査員選考委員会)

第3条 本連盟は、審査員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、段級位審査をする審査員を選考する。

2 選考委員会の構成は、理事2名、範士2名、学識経験者1名の委員をもって構成する。

3 選考委員会を構成する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 本連盟会長は、委員の氏名等を全剣連会長に報告しなければならない。

5 選考委員会の運営については、全剣連選考委員会に関する規定を準用する。

(審査委員長)

第4条 審査会に、審査委員長をおく。

2 審査会の審査委員長は、本連盟理事の中から会長が指名する。

3 審査委員長は、審査会を掌握し、審査事務に係る構成員を指揮監督する。

(審査員の選考・委嘱)

第4条の2 選考委員会は、審査員を選考したときは、全剣連会長及び本連盟会長に報告しなければならない。

2 段級位審査の審査員は、審査会ごとに会長が委嘱する。

(審査員の選考基準および審査員の数)

第5条 段級位審査の審査員を選考する基準は次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査項目	審査員
1級以下	錬士六段以上の	別に定める審査基準	3名
初段ないし三段	錬士六段以上の	実技・形・学科	5名
四段及び五段	教士七段以上の	実技・形・学科	6名
第11条第2項第2号審査	教士七段以上の	実技・形・学科	6名

(審査員の責務)

第6条 審査員は、審査にあたり、いかなる段位、級位においても、常に厳正、適正、かつ、公平であらねばならない。

第2章 称号審査

(付与基準)

第7条 称号は、錬士、教士及び範士とし、それぞれの次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 錬士は、剣理に錬達し、識見優良なる者
- (2) 教士は、剣理に熟達し、識見優秀なる者
- (3) 範士は、剣理に通曉し、成熟し、識見卓越、かつ、人格徳操高潔なる者。

(受審資格)

第8条 称号を受審しようとする者は、岐阜県内に居住し、又は当人の主たる剣道活動の場を有し、規定の年会費を納入した登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 錬士 六段受有者で、六段受有後別に定める年限を経過し、本連盟の選考を経て、本連盟会長より推薦された者
 - (2) 教士 錬士七段受有者で、七段受有後別に定める年限を経過し、本連盟の選考を経て、本連盟会長より推薦された者
 - (3) 範士 教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、本連盟の選考を経て、会長より推薦された者、並びに全剣連会長が適格と認めた者。
- 2 五段受有者で、本連盟の選考において、第7条1号の基準に達していると認められ、特に本連盟会長より推薦された者は、前項第1号の規定にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。
- 3 本連盟会長は、教士七段受有者で、年齢70歳以上の者のうち、第7条第3号の基準に達していると認められる者については、範士候補者として推薦することができる。

第3章 段級位審査

(審査会)

第9条 段級位審査は、全剣連会長の委任により本連盟が行う。

2 段級位審査の審査会は、本連盟が行う審査会において行う。

3 本連盟は、段級位審査の一部を支部に実施させることができる。

第9条の2 第5条の規程により選考された審査員をもって、それぞれの段位及び級位の審査会を構成する。

2 段位審査会の審査場に審査主任を置く。

3 審査主任は、審査委員長の指揮を受けて、当該審査場の審査を運営するほか、審査員を掌握する。

(審査員)

第10条 段級位審査の審査員は、第4条の2で選考された審査員をもって充て、うち1

名を審査主任とする。審査委員長、審査主任、審査員は、本連盟会長がその都度委嘱する。

(受審資格)

第11条 段級位審査を受けるものは、岐阜県内に居住し、または当人の主たる剣道活動の場を有し、規定の年会費を納入した登録会員で、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 級位は現級受有者で、60日以上修業した者、ただし2級は小学校5年生以上、1級は小学校6年生以上の者
- (2) 初段は1級受有後90日以上修業した者で満13歳以上の者
- (3) 二段は初段受有後1年以上修業した者
- (4) 三段は二段受有後2年以上修業した者
- (5) 四段は三段受有後3年以上修業した者
- (6) 五段は四段受有後4年以上修業した者
- (7) 六段は五段受有後5年以上修業した者
- (8) 七段は六段受有後6年以上修業した者
- (9) 八段は七段受有後10年以上修業し、かつ年齢が満歳以上の者
- (10) 第1号から第9号の規程にかかわらず六段から八段の受審は本連盟若しくは各地区で行われる講習会を受講していなければならない。正当な理由なく受講していない場合、本連盟はその受審申し込みを拒否することができる。その有効期間は、おおむね1年間とする

2 次の各号のいずれかに該当し、本連盟会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。

- (1) 二段から五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年齢
二段	35歳
三段	40歳
四段	45歳
五段	50歳

- (2) 初段から五段の受審を希望し、次の修業年限を経て特に優秀と認められる者

受審段位	年齢
初段	1級受有者
二段	初段受有後3ヶ月
三段	二段受有後1年
四段	三段受有後2年
五段	四段受有後3年

(認定審査)

第12条 初めて剣道の段級位を取得しようとする者は、本連盟が実施する認定審査を受けなければならない。この場合の最高位は、1級とする。ただし小学校児童は4級、中学校生徒は3級、高等学校生徒（相当年齢を含む）から一般は1級までとする。

(付与基準)

第13条 級位は、8級から1級とし、段位は、初段から八段とし、それぞれの各号の基準に該当するものに与えられる。

- (1) 各級位は、別に定める審査基準を修習した者
- (2) 初段は、剣道の基本を修習し、技倆良なる者
- (3) 二段は 剣道の基本を修得し、技倆良好なる者
- (4) 三段は、剣道の基本を修練し、技倆優なる者
- (5) 四段は、剣道の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者
- (6) 五段は、剣道の基本と応用に錬熟し、技倆秀なる者
- (7) 六段は、剣道の精義に練達し、技倆優秀なる者
- (8) 七段は、剣道の精義に熟達し、技倆秀逸なる者
- (9) 八段は、剣道の奥義に通暁、成熟し、技倆円熟なる者

(審査方法)

第14条 級位の審査は、別に定める級位審査基準により行う。初段から五段の審査は、実技、日本剣道形（以下「形」という。）及び学科について行う。

2 学科の審査は、筆記試験により行う。

3 初段から五段の審査において、形または学科審査の不合格者は、その科目を再受審することができる。

(審査の合否)

第15条 8級から1級の審査及び認定審査は、審査員2名以上の合意により合格及び認定とする。

2 初段から三段の審査は、審査員3名以上の合意により合格とする。

3 四段及び五段の審査は、審査員4名以上の合意により合格とする。

(特別措置)

第16条 本連盟会長は、五段以下の審査に関し、合格の決定を不当と認めるときは、選考委員会の意見を聴いて、これを取り消すことができる。

2 本連盟会長は、五段以下の審査に関し、特段の事由があると認めた受審者については、審査会の評決を斟酌したうえ、選考委員会の意見を聴いて、これを合格とすることができる。

3 本連盟会長は、五段以下の審査に関し、不正の手段によって審査を受け、又は受けようとした者に対しては、合格を取り消し、またはその審査を停止することができる。

第4章 称号及び段位の返上等

(称号および段級位の返上・剥奪)

第17条 本連盟会長は、称号または段位の受有者が刑法法令に触れるような行為をし、その他称号、段位を辱めるような非行があったと認めるときは、理事会の議決を経て、これを剥奪するよう全剣連に申請することができる。

(称号および段位の復活)

第18条 本連盟会長は、前条の規定により称号、段位を返上し、または剥奪された者に

対し、本人または関係者からの申し立てにより、相当の事由があると認めるときは、全剣連に対して称号、段位の復活申請をすることができる。

第5章雑則

(称号・段位受審申請)

第19条 規程第8条第1項及び第2項の称号を受審しようとする者は、支部を通じて本連盟に別に定める審査料を添えて申請しなければならない。

2 規程第11条第1項第5号から第9号及び第2項の段位を受審しようとする者は、支部を通じて本連盟に別に定める審査料を添えて申請しなければならない。

(登録料)

第20条 称号または段級位審査に合格し証書を受ける者は登録料を納めなければならない。

2 第11条第2項第1号に規定する登録料は、初段より累計した額とする。

3 審査料、登録料は別に定める。

(証書授与)

第21条 段位の合格者には、全剣連会長が証書を授与する。

2 級位の合格者には、本連盟会長が証書を授与する。

附 則 (平成12年3月12日制定)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

昭和44年2月1日制定の岐阜県剣道連盟審査規程および細則・内規は、これを廃止する。ただし、上記規程によって授与された称号または段級位については、本規則により授与される相当の称号または段級位として資格あるものとする。

附 則 (平成15年5月1日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 (平成17年4月24日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 (平成20年12月20日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 (平成22年7月19日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成22年9月1日から施行する。

附則 (平成23年4月24日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成23年5月1日から施行する。

附則 (平成26年4月20日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成30年1月13日一部改正)

この一部を改正した規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 (令和5年4月2日一部改正)

この一部を改正した規程は、令和5年4月1日から施行する。

岐阜県剣道連盟 剣道称号・段級位審査細則

制定 平成12年 3月12日

改正 平成26年 4月20日

改正 平成30年 1月13日

(目的)

第1条 全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）剣道称号・段級位審査規則、同細則及び岐阜県剣道連盟（以下「本連盟」という。）剣道称号・段級位審査規程（以下「規程」という。）に基づき、その運営に関し細部を定める。

(用語の意義)

第2条 規程および細則において「学識経験者」とは、剣道に通じ、学問上の識見と社会的経験の豊かな者をいう。

2 規程および細則において「登録会員」とは、所定の手続きを経て本連盟に登録した者をいう。

(審査員選考委員会の構成等)

第3条 規程第3条に定める選考委員会の構成は、理事2名、範士2名、学識経験者1名を原則とする。

2 本連盟の実情により、前項により難いときは、委員の構成を変えることができる。ただし一つの資格のみによって構成することはできない。

(審査委員長の任務)

第4条 審査会における審査委員長の任務は、次のとおりとする。

(1) 事前に審査員研修を実施する。

(2) 規程第6条（審査員の責務）及び規程細則第6条（審査主任の任務）と第6条の2（審査員の責務）の遵守について掌握する。

(3) 受審者に対し審査の実施に関する指示及び諸注意を行う。

(4) 審査員の採点した採点用紙の集計を行い、合格者番号を整理し合格発表を行う。

(5) 審査員に事故ある場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査の遅滞しないよう万全を期する。

(6) 審査員に審査会の運営に関する情報提供を行う。

(7) 受審者に負傷等の事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査の遅滞しないよう万全を期する。

(8) 審査会場全般における秩序と環境の保持を図り、審査の進行管理を円滑適正に行う。

(9) 係員に適切な指示を行う。

(審査員の選考・委嘱)

第4条の2 規程第4条の2に定める各審査員は、審査の都度、審査員名簿の中から委嘱する。

2 選考委員会は、前項により審査員を選考したときは、速やかに全剣連の定める様式によって、その氏名等所定事項を記載した名簿を本連盟会長に報告しなければならない。

い。

3 本連盟会長は、前項の名簿に基づき審査員をする。

(審査会)

第5条 規程第9条に定める本連盟の審査会は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 四段・五段及び規程第11条第2項第1号、第2号の審査は、本連盟が行う。
- (2) 三段以下の審査は、各支部に委任して行う。
- (3) 本連盟会長は、組織構成の特殊な事情により、他の団体より審査会の申請があった場合は、審査員選考委員会の意見を聴いて、前号の審査会を行わせることができる。

(審査主任の任務)

第6条 審査場における審査主任の任務は次の各号のとおりとする。

- (1) 担当する審査場の運営に関し審査員を指揮し、適正な審査に当たる。
- (2) 担当する審査場の係員に審査の運営に関する指示を行い、適正かつ円滑な審査の進行を図る。
- (3) 審査員に事故ある場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査委員長に報告する等、審査が遅滞しないよう万全を期する。
- (4) 審査中、受審者に負傷等の事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査委員長に報告する等、審査が遅滞しないよう万全を期する。
- (5) あらかじめ定められた方法により審査が行われているかを常に確認する。
- (6) 審査場及びその周辺における受審者または見学者等の不適切な挙動等を発見した場合は、直ちに審査を中止し、審査委員長に報告する等、速やかに審査の適正化を図る。

(審査員の任務)

第6条の2 審査員は、規程第6条の責務を全うするため、その公正、公平を疑われるような、いかなる言動も慎まなければならない。

- 2 審査員は、何人を問わず審査に支障をおよぼすおそれのあると疑われるいかなる財産上の利益の供与、若しくは供応接待を受けてはならない。
- 3 審査員は、審査の利害関係を有する者と審査に公正が疑われるような方法で接見または交信してはならない。
- 4 審査員は、いかなる審査会においてもみだりに他の審査場に入入りし、また他の審査員に対し特定の受審者を益しまたは害するがごとき言動をしてはならない。
- 5 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならない。

(審査の方法)

第7条 段級位審査方法は、規程第14条に定めるほか、実施要領により行う。

- 2 初段から5段の審査は、実技、日本剣道形（以下「形」という。）及び学科の順とし前の審査に合格した者のみが次の審査を受けることができる。ただし、満70歳以上の受審者は、学科を免除することができる。
- 3 規程第14条第3項の「再受審」の受審期間は、不合格となった当該審査日から1

年以内とし、回数は1回とする。

4 級位審査は、別に定める審査基準の実技のみとする。

(県外からの転入者の審査)

第8条 前段位または前級位を県外「他連盟」で取得したものが、新たに本連盟で審査を受けようとする場合は、他連盟の取得証明書等を提出しなければならない。

(称号の付与基準)

第9条 規程第7条に定める付与基準は、同条によるほか、剣道・段級位審査実施要領(以下「実施要領」という。)を参考にする。

(称号の受審資格)

第10条 規程第8条第1項第1号の「別に定める年限」は当分の間1年とする。

2 同項第2号の「別に定める年限」は、当分の間2年とする。

3 同条2項に定める錬士の称号を受審することができる資格は、五段受有後10年以上を経過し、かつ60歳以上の者とする。

(称号審査の方法)

第11条 規程第8条第1項第1号及び同条第2項の審査は別に定める実施要領により行う。

(段位審査)

第12条 規程第9条の審査は、規程によるほか、実施要領により行う。

(段位の受審資格)

第13条 規程第11条第2項第1号の「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められているにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、受審することができなかつたような場合をいう。

2 同号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。

3 規程第11条第2項第2号の「特に優秀と認められるもの」は全国規模の大会及び本連盟が主催する大会等で抜群の成績を収め、かつ技倆が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。

4 規程第11条第2項第1号及び第2号の受審は、当分の間1回限りとする。

(段級位審査の受審申請等)

第14条 段位、級位および認定審査の受審申請は、各号のとおりとする。

(1) 六段から八段の受審資格を満たし、受審しようとするものは、各支部を通じて別に定める審査料をそえて本連盟に、申請しなければならない。

(2) 四段及び五段の受審資格を満たし、受審しようとするものは、各支部を通じて別に定める審査料をそえて本連盟に、申請しなければならない。

(3) 規程第11条第2項第1号および第2号の段位を受審しようとするものは、支部

を通じて「特段の事由」および「大会成績」等の申請書を添えて、審査1ヶ月前までに本連盟に、提出しなければならない。

- (4) 前号受審については、審査選考委員会において決定する。
- (5) 各支部に、委任して行う段級審査は、当日受付とする。

(段別選手権大会優勝者の特典)

第15条 本連盟が主催する岐阜県選手権において、初段及び二段の部に優勝した者は、初段の者には二段の、二段の者には三段の審査のうち実技審査を免除することができる。三段及び四段の部で優勝した者には、岐阜県剣道連盟称号・段位審査規程第11条第2項を適用することができる。

(段位審査の特別措置)

第16条 規程第16条第3項の決定は、審査会の申し立てにより本連盟会長が行う。

- 2 前項の決定をしたときは、その旨を受審者に告知するとともに、審査選考委員会に通知しなければならない。
- 3 本連盟会長は、同条第1項の措置を行ったときは、速やかにその経緯を全剣連の定める様式によって全剣連会長に報告しなければならない。

(受審制限等)

第17条 本連盟の登録会員（以下「会員」という。）で、規則に定める資格を有している者は、全剣連または本連盟が行う段級位審査を受審することができる。

- 2 次の各号に該当する場合のほかは、全剣連および本連盟審査を受け付けず、または受審を拒否することができない。
 - (1) 会員として義務を果たさず、会員として不適当な行為をした者。
 - (2) 心身に障害があり、受審することが本人の安全その他の面において適当でないと認められた者。
 - (3) 犯罪容疑あるいは社会的信用を失墜する行為があり、剣道人として相応しく無いと認められる者
 - (4) 前3号のほか、特段な事由により適当と認められない者。
- 3 前項各号の措置は、本連盟の理事会、またはこれに準ずる機関の議を経ておこなうものとする。
- 4 本連盟の審査員は、審査に当たり、次の各号に該当する者について受審を差し止めることができる。
 - (1) 心身に異常または障害が認められ受審することが適当でないと認められる者。
 - (2) 剣道試合、審判規則第15条に規定する薬物を使用していると認められる者。
 - (3) 受審にあたり不正を行い、または行おうとした者。
 - (4) 審査会場の秩序を乱すような行為をした者。

(登録料)

第18条 有段者が、規程第11条第2項第1号の規定により受審し、合格した場合の登録料は、規程第20条第2項の規定にかかわらず、受審時の直上段位ないし合格した段位の累計した額とする。

附則（平成12年3月12日制定）

この制定した細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年5月1日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成20年12月20日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年7月20日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年7月19日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成22年9月1日から施行する。

附則（平成23年4月24日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成23年5月1日から施行する。

附則（平成26年4月20日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年1月13日一部改正）

この一部を改正した細則は、平成30年4月1日から施行する。

称号審査、受審の方法

1 錬士の審査

(1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件

- ① 剣道実技の修練を続けている者
- ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
- ③ 本連盟が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形、審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること。

(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部または一部を省略することができる)

- (2) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書(自筆)に全剣連が出題する小論文(自筆)を添え、本連盟に提出する。
- (3) 本連盟会長は、上記(1)の要件に該当すると認められた者について、推薦書に申込書と小論文を付けて全剣連会長に候補者として推薦する。
- (4) 全剣連会長は、審査員を委嘱し、小論文の審査を行い、失格となった者を除いた候補者を審査会に付議して合否を決定する。
- (5) 規則第8条第2項による錬士の受審者に対しても、上記の要領により審査を行う
- (6) 審査は通常年2回実施する

2 教士の受審

(1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件

- ① 剣道実技の修練を続けている者
- ② 錬士以下の指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
- ③ 全剣連または本連盟が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、剣道の指導および審判の経験を有する者

(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部または一部を省略することができる)

- (2) 教士を受審しようとするものは、別に定める申請書(自筆)を本連盟に提出する。
- (3) 本連盟会長は、上記(1)の要件に該当すると認められた者について、推薦書申請書を付して、全剣連会長に候補者として推薦する。

3 範士の受審

- (1) 本連盟会長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規程第7条第3号に定める付与基準に該当すると認められた者について、推薦書を提出し、全剣連会長に候補者として推薦する

別紙

確約書兼申請書

私はこのたび、

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで間

(進学・転勤・) のため岐阜県剣道連盟を転出することになりました。
た。

転出先は (大学・ 高校) (会社 支店)

に間違いのないことを確約します。

現段位は、(段・ 年 月)

称号は、(士・ 年 月)

に取得しました。

よってこの期間の年会費を免除いただきますよう申請します。

令和 年 月 日

氏名 _____

上記を確認しました。

_____ 支部 理事長 _____ 印

岐阜県剣道連盟段級位審査実施要領

1 実技審査は、下記の審査項目により、当該級位相当の実力があるか否かを審査する。

審査項目	実 技	
級 位	木刀による剣道 基本技稽古法	剣道具を付けての基本技
認定 (小学生)		切り返し(1回)、 面打ち、小手面打ち、小手胴打ち、 小手面一体当たり引き面一面打ち
認定 (中学生)	基本1～基本4	切り返し(1回)、 面打ち、小手面打ち、面抜き胴打ち、 小手すり上げ面打ち
認定 (高校生以上)	基本1～基本9	切り返し(1回)、 面打ち、小手面打ち、面返し胴打ち、 面すりあげ面打ち
7 級		切り返し(1回)、面打ち2回
6 級		切り返し(1回)、 面打ち、小手打ち、胴打ち
5 級		切り返し(1回)、 面打ち、小手面打ち、小手胴打ち
4 級		切り返し(1回) 面打ち、小手面打ち、小手胴打ち 小手面一体当たり引き面一面打ち
3 級	基本1～基本4	切り返し(1回) 面打ち、小手面打ち、面抜き胴打ち、 小手すりあげ面打ち、
2 級	基本1～基本6	切り返し(1回) 面打ち、小手面打ち、面返し胴打ち、 小手すりあげ面打ち、
1 級	基本1～基本9	切り返し(1回) 面打ち、小手面打ち、面返し胴打ち、 面すりあげ面打ち、稽古

2 初段から五段の実技審査は、規程第13条に定める付与基準に基づくほか、下記の項目を着眼点として、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

(1) 初段から三段

- ① 正しい着装と礼法
- ② 適正な姿勢
- ③ 基本に則した打突
- ④ 充実した氣勢

(2) 四段及び五段

初段から3段の着眼点に下記の項目を加えたもの

- ① 応用技の練熟度
- ② 鍛錬度
- ③ 勝負の歩合

3 形審査の日本剣道形の実施本数は、下記のとおりとする。

受審段位	日本剣道形
初段	太刀の形1本目から5本目まで
二段・三段	太刀の形1本目から7本目まで

| 四段・五段 | 太刀の形 1 本目から 7 本目および小太刀の形 3 本 |

- 4 学科審査は、剣道の意義、剣道試合規則、技術および理論に関するものとし、本連盟発行の「剣道学科審査問題集」の中から出題するものとする。